

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当り、
たるときは、その翌日)

目 次

◇ 告 示 臨時種畜検査の実施

土地改良事業の認可 (四件)

土地改良事業計画の決定

土地改良事業の認可申請の適否の決定 (五件)

都市計画の変更 (五件)

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

◇ 選管告示 選挙管理委員会の招集

◇ 公 告 危険物取扱者保安講習の実施

告 示

鳥取県告示第二十九号

家畜改良増殖法 (昭和二十五年法律第二百九号) 第四条第一項第二号に

規定する臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則 (昭和二十五年農林省令第九十六号) 第二条第二項の規定により告示する。

昭和六十年一月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

検査期日	検査場所	家畜の種類
昭和六十年二月七日午後一時から	東伯郡赤碕町大字松谷六〇六鳥取県種畜場	牛

鳥取県告示第三十号

土地改良法 (昭和二十四年法律第九十五号) 第四十八条第七項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、赤碕町土地改良区が行う土地改良事業 (団体営ほ場整備事業上赤碕地区区画整理) を昭和五十九年十二月二十八日認可したので、同法第四十八条第九項の規定により告示する。

昭和六十年一月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、倉吉市長坂町五三六山本厚ほか八人の者が共同して行う土地改良事業（団体営農地開発事業長坂地区農用地造成）を昭和五十九年十二月二十八日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和六十年一月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、三朝町が行う土地改良事業（団体営は場整備事業旭東地区区画整理）を昭和五十九年十二月二十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十年一月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（団体営農地開発事業中砂見地区農用地造成）を昭和五十九年十二月二十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十年一月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業羽田井地区農道整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年一月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和六十年一月十二日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
中山町役場
- 四 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第三十五号

岸本町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（小規模排水）坂長地区暗きよ排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年一月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年一月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岸本町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三十六号

日野町が行う土地改良事業（農林業地域改善対策事業下榎（小川尻）地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項にお

いて準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年一月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年一月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三十七号

会見町が行う土地改良事業（農村地域農業構造改善事業会見（朝金）地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年一月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年一月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

会見町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三十八号

会見町が行う土地改良事業（農村地域農業構造改善事業会見（鶴田）地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年一月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し
二 縦覧に供する期間

昭和六十年一月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

会見町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三十九号

淀江町が行う土地改良事業（団体営ほ場整備事業佐陀地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年一月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年一月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

淀江町役場
四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、岩美都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和六十年一月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

- 岩美都市計画道路路三・四・一号牧谷新井線、三・五・二号浜浦富線、
- 三・五・四号大谷岩本線、三・六・一号駟馳山浦富海岸線及び三・六・
- 三号岩美停車場線

二 都市計画の変更に係る土地の区域

- 追加する部分
- 1 三・四・一号牧谷新井線
- 岩美郡岩美町大字浦富字畦曲、字竹ヶ下、字天切戸及び字横丁並び

に大字新井字下坪井、字下高山、字高山、字河原田、字石ノ上及び字塚谷

2 三・六・一号駟馳山浦富海岸線

岩美郡岩美町大字大谷字西前田、字中町田屋敷、字西町田、字東前田、字中町田、字東町田、字日比野前、字下新川端字三通田、字柳ヶ坪、字蔵ノ後及び字大坪並びに大字岩本字森ノ木、字稲土居、字松葉及び字大曲り

変更する部分

1 三・四・一号牧谷新井線

岩美郡岩美町大字牧谷字砂浜、字上屋敷ノ上字女堀上、字上屋敷及び字稲荷並びに大字浦富字浜通り、字女堀上、字境町北側、字三本松字道祖神後、字下前田、字外池田、字穴ノ前、字出逢、字内池田、字中出逢、字上内池田、字上出逢、字江上、字上株、字肥田、字国次及び字長樹

2 三・五・二号浜浦富線

岩美郡岩美町大字浦富字辻西側、字北屋敷、字北浜及び字中浜

3 三・五・四号大谷岩本線

岩美郡岩美町大字大谷字東町田浜並びに大字岩本字下沓井、字道側、字沓井屋敷、字下高縄手、字高縄手、字高縄手及び字網代坂

4 三・六・一号駟馳山浦富海岸線

岩美郡岩美町大字大谷字越後谷、字上七山、字駟馳山、字下七山、字入道谷、字沓掛ヶ、字提ノ下、字三反田、字清水、字石橋及び字西町田屋敷、大字岩本字中繩手、字田江、字五輪鼻、字五輪鼻山、字溝黒山、字溝黒、字新道、字上新道、字松山口及び字石原谷、大字浦富

字新田、字石ヶ瀬、字坊谷、字坊谷口、字甥子谷口、字甥子谷、字提下、字城ノ谷口、字小提、字轟、字浄玄、字柿ヶ岡、字下町西側、字下町東側、字上町、南側、字町北側、字上町上エ、字中浜、字東浜及び字浜通り並びに大字牧谷字砂浜及び字吉田屋敷ノ上

5 三・六・三号岩美停車場線

岩美郡岩美町大字浦富字国次

削除する部分

岩美郡岩美町大字牧谷字布坂、大字大谷字西町田浜、字堀端及び字石佛、大字岩本字箱田、字新蔵、字鳥繩手、字天繩、字茶屋前、字屋敷、字下屋敷、字家ノ上及び字上沓井並びに大字網代字先網代、字小網代及び字大網代

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二〇 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和六十年一月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画道路三・三・五号称宜谷晚稲線（変更前三・二・一号正蓮寺晚稲線）、三・四・六号丸山杉崎線（変更前三・四・六号丸山正蓮寺線）、三・五・十一号正蓮寺飯山線及び三・五・十五号桜谷東大路線

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 三・三・五号称宜谷晚稲線（変更前三・二・一号正蓮寺晚稲線）
追加する部分

鳥取市称宜谷字堀越シ、字中矢中、字矢中新堤奥、字矢中新堤、字東矢中口及び字口矢中、香取字於市谷東側、字於市谷奥、字小山谷西側、字小山谷、字宮ノ鼻、字元結西側及び字権現、紙子谷字元結、字元結谷北側、字岩ノ路、字門上谷及び字門所谷、海蔵寺字赤坂、字上平及び字余畷、広岡字上馬洗、字馬洗、字東広岡、字地藏前及び字越シ前、船木字筆始及び字植松、南栄町、律ノ井字上遠沖及び字下遠沖、東大路字長峯、字西綱場及び字石名畑ケ、杉崎字障子面、正蓮寺字大路前、字大政及び字小井手、西大路字大谷北平並びに叶字矢倉
変更する部分

鳥取市正蓮寺字下り井手、東大路字山川、西大路字隠里、字土居、字土居ノ下、字樋詰及び字松ノ木、的場字大樋詰及び字中野、叶字坊主田、字樋詰、字西反田及び字八反田並びに宮長字上坪、字大坪、字棚田、字竹ヶ鼻、字菅田、字下宝殿、字大土手、字五反田及び字井原
削除する部分

鳥取市桜谷字平田、字西ノ前及び字西土居ノ下、正蓮寺字畷崎、字道ノ内、字フケ及び字隠里並びに雲山字隠里

2 三・四・六号丸山杉崎線（変更前三・四・六号丸山正蓮寺線）

追加する部分

鳥取市杉崎字大政

変更する部分

鳥取市桜谷字大政、字大路前及び字平田

3 三・五・十一号正蓮寺飯山線

追加する部分

鳥取市桜谷字西ノ前及び正蓮寺字巖崎

変更する部分

鳥取市桜谷字上土居ノ下、字下掘田、字中土居ノ下、字地井田及び字西土居ノ下並びに正蓮寺字道ノ内及び字フケ

4 三・五・十五号桜谷東大路線

追加する部分

鳥取市桜谷字大政、字平田及び字大路前並びに正蓮寺字大路前

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、倉吉都市計画、羽合都市計画、東郷都市計画及び三朝都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和六十年一月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

倉吉都市計画、羽合都市計画、東郷都市計画及び三朝都市計画下水道
天神川流域下水道

二 都市計画の変更に係る土地の区域

追加する部分

倉吉市福山字中島及び字向河原、鴨河内字北河原、字砂田、字深田及び字中村、戸字釜ヶ町及び字縄手、上余戸字古屋敷、字堂面、字山辺り、字向山、字奥小山、字瀬戸田及び字隈ヶ坪、広栄町字広栄並びに大原字千町及び字六地藏

変更する部分

倉吉市福山字家ノ前通、鴨河内字新田及び字青木、下余戸字稲岡並びに大原字郡山、字鳥居河原、字清水、字上河原、字池ノ尾口及び字上新田沖上

削除する部分

倉吉市鴨河内字下河原、下余戸字河原、上余戸字外河原並びに大原字下赤池、字大開、字向河原、字石土手、字橋床、字上新田沖下、字上新田下及び字上新田上

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、倉吉都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和六十年一月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

倉吉都市計画土地区画整理事業河北土地区画整理事業

二 都市計画の変更に係る土地の区域
追加する部分

倉吉市清谷字西ノ谷

変更する部分

倉吉市海田東町字大所、海田南町字上河原、福庭字小在所及び字小在所山並びに清谷字長田、字徳田沖及び字下徳田

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、倉吉都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二

十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和六十年一月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

倉吉都市計画道路三・四・八号八屋福庭線

二 都市計画の変更に係る土地の区域
変更する部分

倉吉市福庭字有田、字天神前、字小在所及び字北田

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市から鳥取都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和六十年一月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第一号

昭和六十年第一回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和六十年一月十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

- 一 日時 昭和六十年一月十七日(木)午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室
- 三 議題
 - 1 昭和六十年度明るく選挙推進運動要領について
 - 2 鳥取県青年問題研究会について

公 告

消防法(昭和23年法律第186号)第13条の23の規定により、危険物取扱者保安講習を次のとおり実施する。

昭和60年1月11日

鳥取県知事 西 尾 豊 次

1 講習の日時及び場所

- (1) 昭和60年2月20日(水) 午前10時から午後4時まで
倉古市東巖城町2番地 鳥取県中部総合事務所大会議室
- (2) 昭和60年2月21日(木) 午前10時から午後4時まで
米子市籠町一丁目160番地 鳥取県西部総合事務所講堂
- (3) 昭和60年2月27日(水) 午前10時から午後4時まで
鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁講堂

2 受講手続

- (1) 受講申請書の受付期間
昭和60年1月21日(月)から同年2月1日(金)まで(郵送による場合は、昭和60年2月1日(金)までの消印のあるものに限る。)
- (2) 提出書類

危険物取扱者保安講習受講申請書

3 受講手数料及びその納付方法

- (1) 受講手数料 2,700円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申請書の手数料欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

4 受講申請書の提出先

鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県総務部消防防災課

5 その他

受講当日は、危険物取扱者免状を持参すること。